

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
7	後期高齢者医療に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

竹原市は、後期高齢者医療に関する事務の特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	なし
------	----

評価実施機関名

広島県竹原市長

公表日

平成27年8月25日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	後期高齢者医療に関する事務
②事務の概要	<p>竹原市は、高齢者の医療の確保に関する法律及び広島県後期高齢者医療広域連合規約の規定により、後期高齢者医療に関する事務を行っている。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <ol style="list-style-type: none">1. 被保険者の資格管理に関する事務2. 被保険者証及び限度額認定証等の発行に関する事務3. 医療給付等に関する申請及び届出の受付に関する事務4. 後期高齢者医療保険料賦課・徴収に関する事務
③システムの名称	<ol style="list-style-type: none">1. 後期高齢者医療事務支援システム2. 収納消込／滞納管理システム3. 団体内統合宛名システム4. 中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
<ol style="list-style-type: none">(1)資格ファイル(2)賦課ファイル(3)給付ファイル(4)収滞納ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ol style="list-style-type: none">1. 番号法第9条第1項 別表第一の59の項2. 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一省令) (平成26年内閣府・総務省令第5号) ・別表第一省令第46条

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) :第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「高齢者の医療の確保に関する法律第110条において準用する介護保険法第136条第1項(同法第140条第3項において準用する場合を含む。), 第138条第1項又は第141条第1項の規定により通知することとされている事項に関する情報」が含まれる項(83の項) (別表第二における情報照会の根拠) :第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第2欄(事務)が「高齢者の医療の確保に関する法律による保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」(82の項)
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民生活部 市民健康課
②所属長	森重 美紀
6. 他の評価実施機関	
-	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部 総務課 広島県竹原市中央五丁目1番35号 (0846)22-7719
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	市民生活部 市民健康課 広島県竹原市中央五丁目1番35号 (0846)22-7734

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成27年8月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成27年8月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

